



はじめに

高齢者虐待は、広い意味では「高齢者が他者からの不適切な扱いにより権利利益が侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれること」ということができます。

こうした「虐待」は、どのような人に対しても行われるべきではありません。

特に、高齢期にあり、介護や日常生活の世話（養護）を必要とする人は、自ら積極的に助けを求めることがしにくくなる場合や、権利や生活が他者から脅かされやすくなる場合があるため、適切に権利擁護をはかることが求められます。

令和3年度基準省令改正等に伴って求められている体制整備の基本的な内容を理解し、高齢者虐待防止の取り組みを適切に進めていきましょう。

内容（目次）



I

高齢者虐待防止のために求められる体制整備の概要

1. 高齢者虐待の防止
2. 身体拘束に対する取り組みの適正化

【注意】高齢者虐待防止のための体制整備（義務）との関係

II

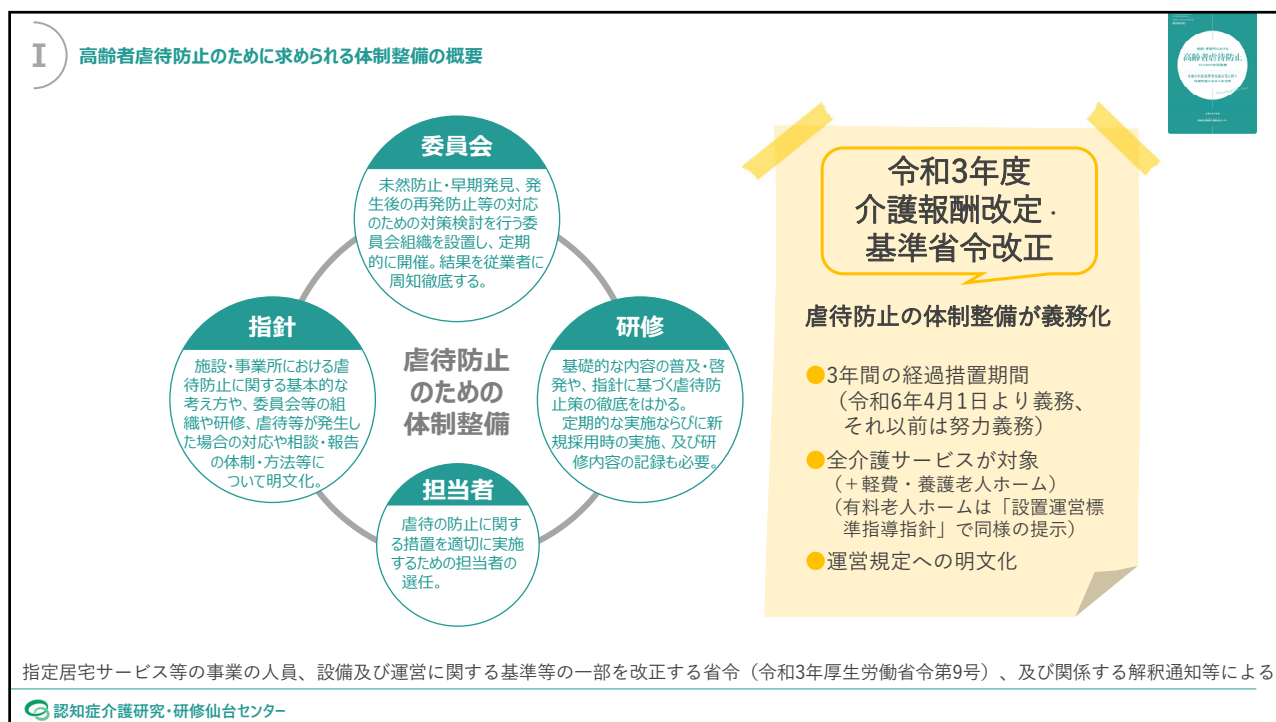
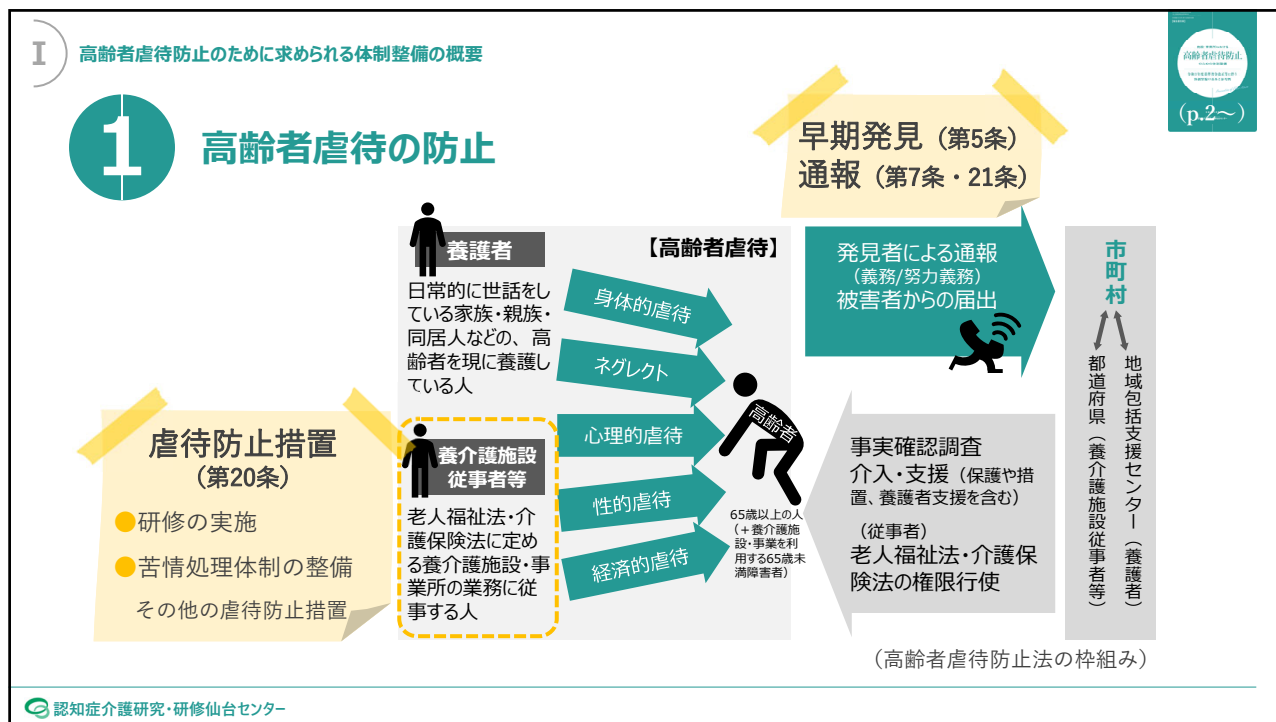
具体的な体制整備にむけて

1. 委員会組織の設置と運営
2. 指針の策定と活用
3. 研修の企画と運営



I

高齢者虐待防止のために求められる体制整備の概要



I 高齢者虐待防止のために求められる体制整備の概要

2 身体拘束に対する取り組みの適正化

【基準省令における身体拘束の適正化要件及び身体拘束廃止未実施減算の内容】

要件 (減算においては いずれかがなされ ていない場合)	(前提として、緊急やむを得ない場合を除いて原則禁止) 1. 例外的に身体拘束を行う場合の記録(2年間保存) 2. 身体的拘束等の適正化をはかるための措置 ① 委員会の開催(3月に1回以上) ② 指針の整備 ③ 研修の定期的実施(年2回、新規採用時必須)
対象事業 (介護保険)	○ 介護老人福祉施設 ○ 介護老人保健施設 ○ 介護療養型医療施設 ○ 地域密着型介護老人福祉施設 ○ (介護予防) 特定施設 ○ (介護予防) 認知症対応型共同生活介護 ○ 地域密着型特定施設 ○ 介護医療院
減算割合	利用者全員について所定単位数から10%減算 (事実が生じた月の翌月から改善が認められた月まで、最低3か月)

緊急やむを得ない場合に例外的に行われるものを除いて、

**身体拘束は
原則として
高齢者虐待に該当**

厚生労働省老健局総務課介護保険指導室「身体拘束等の廃止に関する指導及び身体拘束廃止未実施減算の適用の考え方について(疑義照会回答)」(令和3年2月18日事務連絡)等を参考に作成

認知症介護研究・研修仙台センター



I 高齢者虐待防止のために求められる体制整備の概要



高齢者虐待防止のための体制整備(義務)との関係

【基準省令における身体拘束の適正化要件及び身体拘束廃止未実施減算の内容】

要件 (減算においては いずれかがなされ ていない場合)	(前提として、緊急やむを得ない場合を除いて原則禁止) 1. 例外的に身体拘束を行う場合の記録(2年間保存) 2. 身体的拘束等の適正化をはかるための措置 ① 委員会の開催(3月に1回以上) ② 指針の整備 ③ 研修の定期的実施(年2回、新規採用時必須)
対象事業 (介護保険)	○ 介護老人福祉施設 ○ 介護老人保健施設 ○ 介護療養型医療施設 ○ 地域密着型介護老人福祉施設 ○ (介護予防) 特定施設 ○ (介護予防) 認知症対応型共同生活介護 ○ 地域密着型特定施設 ○ 介護医療院
減算割合	利用者全員について所定単位数から10%減算 (事実が生じた月の翌月から改善が認められた月まで、最低3か月)

緊急やむを得ない場合

「虐待防止」の 取り組みとの関係

- **委員会**の一体的な設置・運営は可能だが、いずれかへの「一本化」の意味ではない
- それぞれの役割や取り扱う事項の範囲を明確にしておく
- **指針**は内容としてはそれぞれ独立させる
- **研修**は両者の委員会合同で実施することは考えられるが、どちらからみても不足のない内容にする

認知症介護研究・研修仙台センター





Ⅱ

具体的な体制整備にむけて

Ⅱ

具体的な体制整備にむけて

1

委員会組織の設置と運営



役割

- ①未然防止（発生の防止）
- ②悪化防止（早期発見・迅速かつ適切な対応）
- ③再発防止

構成メンバーと役割

- 決定権者の参画
- 幅広い職種、責務・役割の明確化
- 専門家の活用検討

開催頻度・方法

- 定期的な開催
- テレビ電話装置等の活用可

『虐待の防止のための対策を検討する委員会』
（虐待防止検討委員会）

検討事項

- 組織、指針、研修、相談・報告、通報、再発防止、評価
- 計画と進捗管理
- 検討結果の周知徹底

設置・運営形態

- 基本は独立・指定事業ごとだが、他の会議体・他事業者との連携による合同開催も可
- ただし、役割・範囲は明確に

設置規定・要綱等の整備

解釈通知を参考に

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）、及び関係する解釈通知等を参考に作成

Ⅱ 具体的な体制整備にむけて

2 指針の策定と活用

指針に盛り込むべき事項（解釈通知による）

- 施設（事業所）における虐待の防止に関する基本的考え方
- 虐待防止検討委員会その他施設（事業所）内の組織に関する事項
- 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- 成年後見制度の利用支援に関する事項
- 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- 利用者（入所者）等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- その他虐待の防止の推進のために必要な事項

適切に内容を
満たし、
かつ具体的に
整理すること
が必要

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）、及び関係する解釈通知等を参考に作成



Ⅱ 具体的な体制整備にむけて

28 虐待防止体制整備の状況

29 虐待防止体制整備の状況

30 虐待防止体制整備の状況

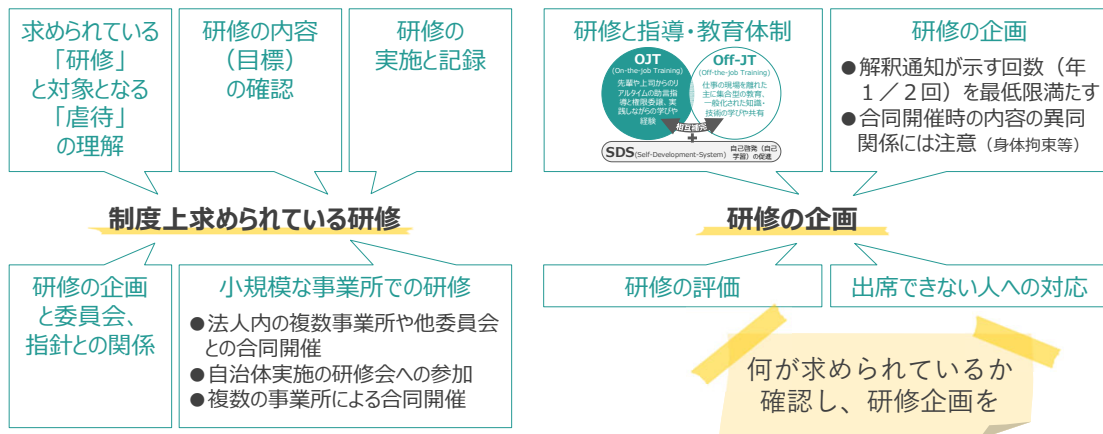
31 虐待防止体制整備の状況

冊子内では
指針の参考例
も掲載



Ⅱ 具体的な体制整備にむけて

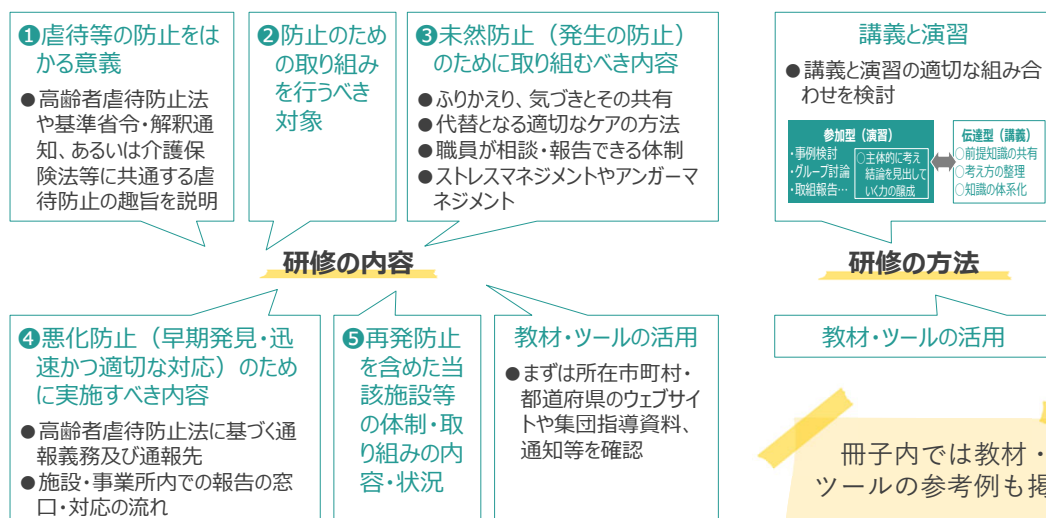
3 研修の企画と運営



指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）、及び関係する解釈通知等を参考に作成

認知症介護研究・研修仙台センター

Ⅱ 具体的な体制整備にむけて



指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）、及び関係する解釈通知等を参考に作成

認知症介護研究・研修仙台センター

高齢者虐待防止の理論と実践

高齢者虐待防止

高齢者虐待防止の理論と実践

吉岡 哲夫

有斐閣

冊子内では、大規模調査
の回答から得られた、
「委員会」「指針」
「研修」の工夫例を
多数掲載

認知症介護研究・研修仙台センター

(50音順・敬称略)

氏名	所属
安藤 千晶	公益社団法人日本社会福祉士会, 一般社団法人静岡市清水医師会在宅医療介護相談室
遠藤 英俊	いのちファミリークリニック, 聖路加国際大学, 一般社団法人日本高齢者虐待防止学会
梶川 義人	日本虐待防止研究・研修センター, 桜美林大学・淑徳大学短期大学部
境野 みね子	日本ホームヘルパー協会, 一般社団法人千葉県ホームヘルパー協議会, 株式会社愛ネット
佐々木 勝則	社会福祉法人桜井の里福祉会, 公益社団法人日本認知症グループホーム協会新潟県支部 一般社団法人新潟県介護支援専門員協会, 全国地域包括・在宅介護支援センター協議会 全国社会福祉協議会種別協
進藤 由美	国立研究開発法人国立長寿医療研究センター企画戦略局
松本 望	北海道医療大学看護福祉学部臨床福祉学科
三好 登志行	佐藤健宗法律事務所, 日本弁護士連合会高齢者・障害者権利支援センター
森岡 豊	公益社団法人全国老人福祉施設協議会 介護保険事業等経営委員会 特別養護老人ホーム部会
吉田 剛	神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課高齢福祉グループ
加藤 伸司	認知症介護研究・研修仙台センター
阿部 哲也	
矢吹 知之	
吉川 悠貴	
オブザーバー	
日野 徹	厚生労働省 老健局 高齢者支援課 課長補佐
乙幡 美佐江	厚生労働省 老健局 高齢者支援課 高齢者虐待防止対策専門官

高年齢者虐待防止体制整備
高年齢者虐待防止体制整備
高年齢者虐待防止体制整備
高年齢者虐待防止体制整備
高年齢者虐待防止体制整備

【目次】

施設・事業所における
高年齢者虐待防止
のための体制整備

令和3年度社会福祉改正等に伴う
体制整備の基となる書

平成28年12月現在

国社会福祉院 高齢福祉センター



認知症介護情報ネットワーク
Dementia Care Information Network

冊子PDF版、事業報告書は『DCnet』で公開しています。

<https://www.dcnet.gr.jp/>



社会福祉法人東北福祉会
認知症介護研究・研修仙台センター